

引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日より、消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、引き上げ分の地方消費税については、その用途を明確化し、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度勝浦町の当初予算における、充当額については以下のとおりです。

(歳入)・地方消費税交付金(社会保障財源化分)	37,481 千円
(歳出)・地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策の経費	674,160 千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策の経費】

(単位:千円)

区 分	経 費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国県支出金	その他	内、引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の地方消費税交付金)		
社会福祉	社会福祉費	29,198	4,978	501	23,719	1,319
	障害福祉費	163,808	116,316	1,403	46,089	2,562
	老人福祉費	181,157	2,791	12,443	165,923	9,225
	児童福祉費	318,998	167,017	23,283	128,698	7,155
社会保険	国民健康保険事業	39,057	22,018		17,039	947
	後期高齢者医療事業	156,141	23,390	3	132,748	7,380
	介護保険事業	119,614	1,506		118,108	6,566
保健衛生	保健衛生費	5,447	534		4,913	273
	健康増進事業費	31,168	709	602	29,857	1,660
	母子衛生費	7,066			7,066	393
合計		1,051,654	339,259	38,235	674,160	37,481

※各事業の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各事業費の一般財源額で按分しています。